

平成30年度第5回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日： 平成31年2月13日（水） 18:00～19:30

開催場所：中央公民館3階 視聴覚室

出席委員：直田会長、有田副会長、阿部委員、白井委員、池田委員、北原委員、木村委員、山口委員（順不同）

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中8名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・あらかじめ郵送した会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、有田委員と木村委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

議 論

会 長： ただいまより、平成30年度第5回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。今回は、伊丹市まちづくり基本条例（以下、基本条例とする。）に基づいて実施されている制度等を中心に、議論を進めていただいた。今日は、事前送付している答申案について、議論していきたい。

それでは、事務局より、本日の資料について説明をお願いします。

事務局： 前回は会議資料でもお示した、市役所各部局を対象とした協働事業アンケートの結果をお配りしている。前回の会議で、「活動分野ごとの分類」項目を追加してはどうか、とのご意見をいただいたので、その部分を加筆している。また、その作業の中で、事業数の把握が間違っていた部分が見つかったため、その部分も併せて修正し、お配りしている。

次に、本日も議論いただく答申案について説明させていただく。まず、「1 はじめに」では、諮問書に応じた形で記載をしている。「2(1) 現行の規定の見直しについて」では、現行規定の改廃は無く、新たに規定すべき項目も無しという結論をいただいたので、その旨を記載している。「2(2) 条例に基づく制度・事業の運用について」では、「条例の周知・啓発について」「市民まちづくりプラザについて」「協働事業について」の3点を項目出ししている。「3 さいごに」の部分において、委員会で出た様々な意見について、今後の社会情勢に応じて施策を推進していく、との形で記載している。以上が、答申案の内容となる。

また、「参考」として、検討メンバーや会議日程について説明し、答申案でまとめたご意見の内容を、項目ごとに箇条書きで示している。

会 長： 事務局から説明があった通り、結論としては「1 はじめに」で示した内容の通りとなっている。諮問書でも、制度の運用面の議論を求められていたので、皆さんには会議で検討いただいた。その内容を「2 検討の結果」にまとめている。この答申案について、各委員より、ご意見をいただきたい。なお、答申を市に提出するにあたっては、委員会を開催するのではなく、事務局より市長に渡していただく形としたい。

C委員： 委員となって、改めて基本条例の内容を精査する中で、運用面を含め、どのように基本条例を活かすのかが重要になってくると感じた。答申案については、これで問題ないと考えている。

会 長： 答申案については、過去の議事録から、各委員の意見をまとめて記載しているので、皆さんから出していただいたご意見は大体反映されているかと思う。

F委員： 今まで議論した内容がまとめられているかと思う。当初は、自分が頭の中で基本条例のことを知っていても、それを自分で使いこなせるかという現実的なイメージができていなかった。議論を通じて、自分自身では、そのイメージが出来たかと思う。ただし、それを他の市民の方に伝え、問いかけていくイメージが、まだ具体的には持っていない。

会 長： 市民の皆さんもF委員のように考えていただけるようになるとありがたい。例えば市民の方々も、地域の会議などで熟議を経験する等、体験の積み重ねがあれば、その中で基本条例が生きていくかと思う。日常的な場面で、基本条例が生きる場を作っていくことが必要である。

D委員： 答申案の内容については問題ないと思う。この機会を通じて、基本条例をさらに知ることができた。委員会の場を勉強の機会として、様々なことを知ったので、今後活かしていきたい。

会 長： この委員会は、基本条例に基づいて設置された委員会である。この委

員会に参加されることも市民参画である。他の伊丹市の審議会の公募市民委員に参加していただくと、基本条例をより具体的に実感していただけるようになるかと思う。同じ方ばかりでなく、様々な市民の方が少しずつ参加していただければと思う。

E委員： 基本条例の見直しということで、答申を市長に提出した後、その内容がきちんと行われていることを確認する組織とは、議会になるのか。

会 長： 議会もそうだが、この委員会も、答申内容を見守る役割があるかと思う。答申で言及した事業の進捗状況などは、この委員会で報告を聞くことができるかと思う。

E委員： 例えば新庁舎建設にかかる市長の対談など、市で様々な会議が行われているかと思うが、新聞などに載っていても、その内容まで知ることができない。こうしたことに、まちづくり推進課は関わっているのか。

事務局： 対談や各課で行っている会議等の情報共有については、話し合いの内容というよりは、市民参画によって得た結論部分の周知に取り組んでいる所である。また、まちづくり推進課としては、委員会から市長にいただいた答申を基に、市長より指示された内容に従い、参画と協働の推進のために必要な施策を講じ、取り組んでいく形となる。

G委員： 答申の内容はこれでいいかと思う。基本条例の存在を知ってはいたが、内容についてはこの機会によって詳しく知ることができた。自分の子どもにも尋ねてみたが、学校での副読本を使った基本条例の話は授業の進捗状況によるところもあるようなので、私たち親世代として、詳しく基本条例のことを知ったからには、子どもに分かりやすく伝える術を探っていきたいと思う。

会 長： 保護者の方が子どもさんに基本条例の内容を伝えることは効果的だと思うので、ぜひお願いしたい。

B委員： 前回の基本条例見直しの際に大幅な改正があったので、今回の見直しについては、前回の改正部分も含めて、基本条例の定着を見ていくという趣旨だということでもいいかと思う。周知・啓発の部分について、職員が住民に啓発を行う部分だけが強調されるのはどうかと思う。職員も啓発されるべき存在で、住民から職員への啓発もあっていい。多方向からの啓発で基本条例の理解が進むのが理想である。市長への答申はこの内容のままでいいかと思うが、議員に対する啓発等、公職者への啓発については、例えば NPO からすべての候補者に条例の認知度を問うなどの事例もあり、これから考えていかなければならない部分なのではないか。全体として、基本条例の多方向の周知・啓発ということで、この答申内容でいいかと思う。

会 長： 答申の「条例の周知・啓発」の部分でも、市民、市長、市職員、市議会議員と全て記載している。答申として言及できる部分を記載した内容となっている。

A委員： 議員や市民の方々は、答申を見たとしても、議事録まで見ることは少ないと思うので、答申の検討結果のまとめ方が簡易すぎないか。「条例に基づく制度・事業の運用面について」の部分が、なぜ3点の検討結果に絞って記載することになったのかを聞きたい。加えて、「参考」の記載方法について、検討結果の部分とのまとめ方の違いを聞きたい。

事務局： 議事録全体を確認した中で、包括的にまとめられる内容を記載したのが答申になる。会長と調整の結果、記載の3点が、皆様のご意見を集約した項目となった。また「参考」の部分については、答申だけでは分かりにくい部分もあるということで、具体的な部分について、議事録通りとまではいかないものの、委員会の中で重複して賛同されたご意見について記載させていただいた。また、趣旨に反しない限りで、答申の形式に沿うように、校正をさせていただいた。

A委員： 3点について、運用としてまとめるにあたり、分類の仕方が違うのではないか。条例の周知・啓発については、市民委員の方々から、市民ならではの意見をいただいた所だが、それが十分に反映されておらず、単に周知・啓発を図るようにとまとめられてしまっている。運用面として記載するならば、いかに基本条例を使って参画を推進するのか、コミュニティ作りに関わるのか、どのようにして市民に認知してもらうのか、を記載すべきで、単に啓発することを運用面に入れるのは違うのではないか。

市民まちづくりプラザの部分については、建て替えの時期にあたっての記載になっているが、重要なのは、伊丹市の市民活動の促進と、今後の協働事業のために行政と市民のパートナーシップを推進するにあたり、市民まちづくりプラザはどのような役割を果たすべきか、そのために必要な機能はなにかということではないか。例えば、タイトルを「市民活動の促進」にして、時期的なことを記載するならば、市民まちづくりプラザは多セクター間との連携を図ること、と記載してはどうか。

その他で括られている「学習の機会の提供」などは基本条例の項目にあるので、項目出しをして記載するのがよいのではないか。また、市長からの諮問には「地域自治組織の条項」の記載があり、地域自治組織については議論したので、項目出しをすべきではないか。「参考」部分を基に、まとめ方を検討してもらいたい。

「参考」冒頭の「見直し検討の方法及び経過」部分は、文章構成をわかりやすく修正してもらいたい。加えて、委員会で職員向けの協働アンケートや、その結果を議論したことが「参考」の内容に反映されていない。アンケートが実施されたことだけで終わっている。添付資料に記載されていたとしても、読んでもらうことは難しいので、まとめ方を変えてもらいたい。

会 長： 「検討結果」の3点のまとめ方が妥当か、というのがご意見の主な内容であるかと思う。ただ、市民まちづくりプラザの議論では、市民活動全体の促進に関する議論は無かったように思う。

A委員： 市民活動促進という視点からは議論していないが、各委員からは、市民まちづくりプラザのあり方に関する提起はあったので、まとめ直す必要があるのではないか。また、条例の周知の記述は、基本条例を実践する動きを通じて、啓発を進めて下さいとあるが、基本条例の啓発を進めて、実践を促進するという書きぶりになるのではないか。

事務局： 委員会で共通して出たご意見としては、まずは基本条例の中身を実践する、それが基本条例に基づいている、と実感してもらうことが必要だという趣旨であったと認識している。まずは、市民の皆さんが参画し、協働していく形で実践を進めた方が効果的ではないかということが、皆さんのご意見であったかと思う。

A委員： 条文そのものを知っていることよりも、基本条例の内容が共有されて実践が進むことが重要だ、ということをお願いしており、そういったことが伝わる書きぶりになっていないのではないかということだ。

事務局： タイトルについて、分類の仕方を変えて運用面の次元を合わせた上で変更するというので、委員会の皆さんの合意をいただくことができれば、修正させていただく。またアンケートの件については、協働事業についての認知度等の結果を基に、今後広く協働事業を知っていただくべきとのご意見が出たかと思うので、アンケートを中心に記載し直すということで委員会の合意を図っていただければ、修正させていただく。

会 長： アンケートについては、「委員会で出た主な意見」の中で、結果を踏まえてどのような指摘があったかを記載できればいいかと思う。検討結果のまとめ方については、構成の順序を変えた方がいいかと思う。タイトルについては、情報共有の話題も出たが、やはりご議論いただいたのは主に周知・啓発の話だったかと思う。市民まちづくりプラザは確かに「市民活動の促進」に付随した話になるかと思う。出前講座の話から「学習の機会の提供」の話が始まったかと思うが、「その他」に括って

しまうのではなく、相互の意見交換などの意見もいただいていることから、項目出しをして記載したいと思う。

B委員： 確認だが、変更した「参考」の内容を「検討結果」の3点に加えるということか。

会 長： 「検討結果」に付け加えた方がよろしいかどうか、委員よりご意見はないか。

A委員： もう一点追加で、先ほども議論にあったが「情報の共有」も重要な項目ではないかと思う。

会 長： 学習することが情報の共有に繋がるというご意見をいただいている所なので「学習の機会の提供及び情報の共有」ということで記載することとする。

また地域自治組織は進行中の話なので、強調してまとめに挙げ、動きを横に広げていくことは重要であるかと思う。コミュニティ自治の動きが市民自治が進む動きに繋がるということで、「地域自治組織について」の項目を挙げ、「参考」部分も項目名を合わせることにしたい。

順番としては、「周知・啓発」が最も議論した内容ということで一番目に、周知・啓発に繋がるということで「学習の機会の提供及び情報の共有」を2番目に、「市民活動の促進」を3番目、「協働事業について」を4番目、「地域自治組織について」を最後に並べるということで、いかがか。

また、「見直し検討の方法及び経過」については、文章構成を直すこととする。

事務局： 基本条例の啓発か実践か、とのご議論が先ほどあったが、どのように記載されるか確認したい。

A委員： 基本条例の理解を進めて、実践する動きを活性化させて下さいということをお願いしたい。

会 長： 議論の内容としては、周知をしてもあまり理解はされず、実際に情報共有などの体験を経て理解してもらうということではなかったか。

A委員： 実践を大事にしたいとの意図を強調したいならば、啓発してください、で終わる文章になってはだめなのではないかということ。

会 長： 現場で、基本条例を理解する動きがなければ、啓発は進まないのではないかと自身の経験から考えるところである。確かに啓発を進めることが最終目的ではないが、この項目が啓発をテーマにしているので、最後に啓発を進めるという言葉で締めくくっている。

B委員： 「周知・啓発」という言葉は、どうしても市役所の上から目線になってしまうように思う。基本条例が目指すべきまちを理解し、まちづくり

に関わっていくことが重要である。誰が基本条例を理解するのかといえば、市民だけでなく職員や議員も含まれる。「周知・啓発」という言葉を使うのもいいが、市役所が上から目線で教えるということではない、ということが分かるようになっていればいいのではないか。

会 長： 「条例の理解・促進」という言葉はいかがか。

B委員： 答申なので、市長に何をしてもらいたいかということを書かなければならない。

事務局： 対等性の確保の話をしていただいているのかと思うが、基本条例の熟議の定義にもあるように、当然、市長も市と市民の対等性を踏まえた上で、答申を受けて職員に指示を下ろすことになるかと思う。

会 長： 委員会の初期の議論では、周知・啓発が大きなテーマになっていたかと思う。

B委員： 初期の会議では、資料にあった市民アンケートの結果を見て、もっと基本条例を知らなければならない、という流れがあったのでその議論になったかと思う。「知る」というのがどういうことなのかを考えた時、基本条例を言葉として知っていることは重要ではない。学校においても、言葉を教えるのではなく、まちづくりの具体例を挙げて説明しながら、理解を促進していくことが大事である。

E委員： たしかに、参画と協働と聞いても中々分かりにくい。熟議は、まだ言葉として理解ができる。実践を通じて分かっていくということだが、分かりやすい言葉での啓発も重要である。

A委員： 別の部分についてだが、エンパワメントという言葉は、使い方が違うように思う。協働事業については、制度を利用するとどのようなメリットがあるか、という表記は、メリットがあるから協働をするのではない。この表現も変えてもらいたい。

会 長： エンパワメントを言い換えた表現について、ご意見はないか。

A委員： 力量形成などはどうか。そもそも、課題認識を先に行うべきで、協働の裾野を広げるべきなのか、団体の力をつけるべきなのか、等を考えて記載すべき。

C委員： 団体自体の力をあげるというよりは、団体への情報の提供といった支援の意味合いがあるのかと思う。

A委員： そもそもこの項目では、「市民活動の促進」にテーマが変わったので、協働事業については次の項目があるので、「協働が進むための環境整備」の部分は「市民活動の促進」に内容を移してはどうか。

会 長： では、皆さんがよろしければ、協働事業に関わる部分は内容を分けるということで。

B委員： 市民活動団体は市役所と協働するだけの存在ではなく、単独で取組を行ってもいい。中間支援は、市役所のためだけでなく、自律的・自主的に、団体が地域のために何かできるような力をつけるための支援をする組織であるかと思う。

会 長： そういった議論は今日初めて出た所であるので、必要であれば記載に加えたい。

事務局： 市が条例を基に、施策として協働を進めるにあたっては、行政と市民の協働を取り上げている。そういったことを踏まえて、「市民活動の促進」の項目では、中間支援組織として市民活動団体を支援する旨を記載し、「協働事業について」の項目では、行政と市民活動団体の協働を推進するための取組について記載する、という整理でいかがか。

会 長： 口頭で聞いただけでは文章が中々確認しにくいかと思うので、また事務局と調整した結果を確認いただければと思う。一点だけ確認したいが、社会教育活動という表現は、生涯学習活動でなくて大丈夫か。

事務局： 委員会でもご議論いただいたが、社会教育活動も広い概念で捉えられており、法的に間違っているものではないので、問題はないかと思う。

会 長： それでは、本日いただいたご意見を踏まえて作成した答申案を、事務局と私で調整させていただく。その後、皆さんに確認いただき、最終的に私の方で確認させていただき、答申を出すこととする。

臨時委員の方々は、議論としては本日で終了となるが、答申を出すまでは任期が続くので、よろしく願いしたい。それではこれで、平成30年度第5回伊丹市参画協働推進委員会を終了させていただく。

以上の通り、平成30年度第5回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認します。

(以下、署名2名。)